

宮城県消費者教育推進計画 実施状況 (H28年度)

計画期間 (平成28年度～平成32年度)

第1節 ライフステージ・場ごとの消費者教育

取組事項 事業名等	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																					
1 学校教育期での取組																								
金融・金銭教育 研究校の委嘱	<p>○幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校・高等学校を金融(金銭)教育研究校に委嘱し、公開保育・授業や教員による取組を通じて金融(金銭)教育の普及推進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年度 金融教育委嘱 <ul style="list-style-type: none"> 宮城県宮城広瀬高等学校(H27～H28) 宮城県一迫商業高等学校(H28～H29) 平成28年度 金銭教育委嘱 <ul style="list-style-type: none"> 登米市立豊里幼稚園(H27～H28) 石巻市立稲井幼稚園(H28～H29) 大崎市立清滝小学校(H27～H28) 栗原市立高清水小学校(H28～H29) 	金融広報委員会	<p>【自己評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融・金銭教育研究校の委嘱については、教育委員会の協力を得て推薦を受ける形が定着し、現場の理解も進んでいる。 <p>【課題と今後の対応等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融・金銭教育研究校について、中学校を委嘱できていない。カリキュラムの関係もあり難しいと言われるが、開拓する必要がある。 <p>【今後の方向性】</p> <p>維持</p>																					
教育機関への講師派遣	<p>○授業や行事へ講師を派遣し、生徒・教員・保護者等を対象に金融(金銭)教育を行う。</p> <table border="1"> <tr> <td>・金銭教育に関する授業等への講師派遣</td> <td>35回</td> <td>1,938人(うち保護者等向け6回 249人)</td> </tr> <tr> <td>・新入生を対象とした消費者教育出張講座</td> <td>38回</td> <td>3,864人</td> </tr> <tr> <td>・若者のための消費者教育出張講座</td> <td>70回</td> <td>7,037人(うち特別支援学校10回 176人)</td> </tr> <tr> <td>・金融経済講演会</td> <td>9回</td> <td>1,220人</td> </tr> <tr> <td>・大学連携講座の協力</td> <td>15回</td> <td>(東北学院大学経済学部 後期)</td> </tr> <tr> <td>・教員セミナー</td> <td>4回</td> <td></td> </tr> </table> <p>○消費者問題に詳しい弁護士を高等学校等に派遣し、消費者被害の現状や被害に遭わないための注意点等の講義を行い、若者の消費者被害の未然防止を図った。</p> <table border="1"> <tr> <td>・高等学校等への弁護士派遣講座</td> <td>4回</td> <td>357人</td> </tr> </table>	・金銭教育に関する授業等への講師派遣	35回	1,938人(うち保護者等向け6回 249人)	・新入生を対象とした消費者教育出張講座	38回	3,864人	・若者のための消費者教育出張講座	70回	7,037人(うち特別支援学校10回 176人)	・金融経済講演会	9回	1,220人	・大学連携講座の協力	15回	(東北学院大学経済学部 後期)	・教員セミナー	4回		・高等学校等への弁護士派遣講座	4回	357人	金融広報委員会 消費生活・文化課	<p>【自己評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> 小学校から大学を対象とした授業や講座への講師派遣回数は横ばいに推移しているが、支援学校からの要望が増え、その対応が課題。(金融広報委員会) 青少年を対象とする消費者教育については「新入生を対象とした消費者教育出張講座(38回, 3,864人)」と「若者のための消費者教育出張講座(70回, 7,037人)」と合わせて受講者10,901人。成人年齢の引下げの動きもあり、重要な役割を果たしている。(金融広報委員会) 大学連携講座については、金融広報中央委員会との協力事業であるが、今後に向けて、講師の資質の向上を図っていききたい。(金) アンケートでは、理解度・効果ともに一定以上の評価を得ることができた。(消費生活・文化課) <p>【課題と今後の対応等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 講師派遣にあたっては、生活スキルとして最低限身に付けるべき金融リテラシーについて、年齢層に応じた内容で提供することに努める。(金融広報委員会) 教育現場に更なる浸透を図るため、教員の集まりなどを活用し情報提供を進め、実施回数の増加に努める。(消費生活・文化課) <p>【今後の方向性】</p> <p>維持</p>
・金銭教育に関する授業等への講師派遣	35回	1,938人(うち保護者等向け6回 249人)																						
・新入生を対象とした消費者教育出張講座	38回	3,864人																						
・若者のための消費者教育出張講座	70回	7,037人(うち特別支援学校10回 176人)																						
・金融経済講演会	9回	1,220人																						
・大学連携講座の協力	15回	(東北学院大学経済学部 後期)																						
・教員セミナー	4回																							
・高等学校等への弁護士派遣講座	4回	357人																						
各教育段階での消費者教育の実施	<p>○社会科や公民科での学習を中心に、各教育段階に応じて適切な消費者教育を実施する。</p> <p>義務教育課</p> <ul style="list-style-type: none"> 各学校において、児童生徒の実態に即した消費者教育が適切に行われるよう、指導主事学校訪問等の機会を捉えて働きかけた。 宮城県金融広報委員会から金銭教育研究校として委嘱を受けた清滝小学校(大崎市)及び高清水小学校(栗原市)の取組について、同委員会と連携を図りながら支援した。 <p>高校教育課</p> <ul style="list-style-type: none"> 各学校において、学習指導要領の内容に沿って、公民科や家庭科、商業科などの教科学習、総合的な学習の時間や特別活動において消費者教育を行った。 宮城県金融広報委員会と連携して、名取高校を指定校とし研究活動を行った。 	義務教育課 高校教育課 特別教育支援室	<p>【自己評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学習指導要領では、教科(領域)等において消費者教育が横断的・総合的に取り上げられており、各学校においては教育課程に適切に位置づけ、指導が行われている。(義務教育課) 各学校においては、公民科・家庭科・商業科を中心に概ね順調に消費者教育に取り組んでいる。(高校教育課) <p>【課題と今後の対応等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者教育が更に適切に行われるよう、県教委が全ての学校に配布している「学校教育の方針と重点」の中に「消費者教育」の項をH28年度から新たに設け、指導の重点を示した。指導主事学校訪問等において、消費者教育に係る具体的な授業場面を捉え指導助言の充実を図っていく。(義務教育課) 金融広報委員会と連携し、指定校での実践事例等の普及・広報に努める。(高校教育課) <p>【今後の方向性】</p> <p>拡充</p>																					
情報モラルの向上	<p>○学校警察連絡協議会と連携し、小・中・高等学校で各種犯罪防止に関する講話を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年度中は、県内の小学校、中学校、高等学校において、生徒、保護者、教員を対象に、警察で取り扱うインターネット利用犯罪の現状、被害防止対策、フィルタリングの設定、安全利用のルールなど、情報モラル向上に向けた活動を実施した。 <table border="1"> <tr> <td>・小学校</td> <td>288回</td> </tr> <tr> <td>・中学校</td> <td>194回</td> </tr> <tr> <td>・高等学校</td> <td>95回</td> </tr> </table>	・小学校	288回	・中学校	194回	・高等学校	95回	県警少年課	<p>【自己評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者、教員に対しても、インターネット利用にかかる被害防止、安全利用に関する広報を実施することにより、家庭、学校の両面から、少年の情報モラル向上が図られた。 <p>【課題と今後の対応等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 提供する情報については、日々見直し、時代に即した実効性のある広報活動を実施していく。 <p>【今後の方向性】</p> <p>維持</p>															
・小学校	288回																							
・中学校	194回																							
・高等学校	95回																							
小中高校へ教材の作成・配布	<p>○小・中・高校生向けの消費生活読本を作成して全学校へ配布(1学年分)し、家庭科等の授業における活用を促進することによって、若者の消費者被害の未然防止を図る。</p> <table border="1"> <tr> <td>・高校生向け消費生活読本「知っておこう！これだけは」の作成・配布</td> <td>30,000部</td> </tr> <tr> <td>・中学生向け消費生活読本「知っておこう！消費生活知識」の作成・配布</td> <td>20,000部</td> </tr> <tr> <td>・小学校向け消費生活読本「ぼくたち、わたしたちのくらしを考えよう」の作成配布</td> <td>20,000部</td> </tr> </table>	・高校生向け消費生活読本「知っておこう！これだけは」の作成・配布	30,000部	・中学生向け消費生活読本「知っておこう！消費生活知識」の作成・配布	20,000部	・小学校向け消費生活読本「ぼくたち、わたしたちのくらしを考えよう」の作成配布	20,000部	消費生活・文化課	<p>【自己評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高校生向けの読本は従来のものから改訂を行い、サイズや内容等、より授業で使いやすいものになるよう工夫した。配付先の中学・高校を対象にしたアンケートでは、分かりやすいと高い評価を得ることができた。 <p>【課題と今後の対応等】</p> <ul style="list-style-type: none"> アンケートの結果を参考に、より授業で活用しやすい内容にする。 <p>【今後の方向性】</p> <p>維持</p>															
・高校生向け消費生活読本「知っておこう！これだけは」の作成・配布	30,000部																							
・中学生向け消費生活読本「知っておこう！消費生活知識」の作成・配布	20,000部																							
・小学校向け消費生活読本「ぼくたち、わたしたちのくらしを考えよう」の作成配布	20,000部																							

ラジオやホームページ、情報誌等による消費生活情報の提供	<p>○ラジオやホームページ、情報誌等で消費者トラブルや特殊詐欺等に関する注意喚起や消費者市民社会の意義について啓発を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県広報関係 県政だより、コボスタ宮城コマーシャルタイム、県広報課FaceBook、メルマガみやぎ、県政ラジオ広報 ・各種情報誌等への記事掲載 河北情報誌週刊オーレ、いきいきライフみやぎ(宮城県社会福祉協議会)、くらしWatching(宮城県金融広報委員会)ほか ・各種広報媒体による情報提供 ラジオ、新聞(みやぎ消費者被害ゼロキャンペーン等) ・宮城の消費生活情報発行・配付 毎月第4水曜日に発行し、ホームページ、県民ロビーコンサートでの配付、地域包括支援センター60カ所・訪問介護事業所99カ所へメール配信、市町村、県民サービスセンター、消費生活サポーターへ配布した。 ・ホームページによる情報提供 最新のトラブルに関する注意喚起、消費生活の基礎知識、啓発リーフレットの見本、貸出物品の一覧、相談窓口一覧、相談概要等を掲載するとともに、国民生活センター等とリンクして最新のトラブル情報等を提供した。 ・リーフレットの配布 市町村、地域包括支援センター、消費生活サポーター等19件に5,074部を配付し、啓発活動に役立てていただいた。 ・街頭啓発 消費者月間である5月に、県警、仙台弁護士会、消費生活サポーター等と連携して、仙台駅西口ペDESTリアンデッキ等で啓発用ティッシュ・チラシの配付を行った。(平成28年5月24日、2,000セット) 	消費生活・文化課	<p>【自己評価】 ・様々な媒体を通して積極的な情報提供等による啓発活動を行った。</p> <p>【課題と今後の対応等】 ・対象によってより効果的な周知方法を検討し、さらなる普及啓発を図っていく。</p> <p>【今後の方向性】 維持</p>
小・中・高校向け指導事例集等の作成	<p>○小・中・高校生向けに指導事例集等を作成し、各校における消費者教育の支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度内に高等学校を対象とした指導事例・資料集の完成を目標として、関係機関と検討会を行った。 	消費生活・文化課 義務教育課 高校教育課 総合教育センター	<p>【自己評価】 ・資料集の作成については、教育現場での意見やニーズ等を把握する必要がある。検討会を複数回行い、現場の意見を聞く機会を設けたことで、資料集の方向性を固めることができた。</p> <p>【課題と今後の対応等】 ・指導事例の掲載については、事例の不足、学校間の格差など、多くの課題があることが判明した。検討会では、事例の掲載よりも消費者トラブルの情報に対する需要が高いという意見が多数寄せられたため、事例をメインとするのではなく、情報部分を充実させる方向で完成を目指す。</p> <p>【今後の方向性】 維持</p>
シチズンシップ教育推進事業	<p>○各校でのシチズンシップ教育の充実を図るため、教員対象の研修会の開催などを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究指定校による実践的学習活動の実施【研究指定校2校】 ・シチズンシップ教育研修会の開催 ・研修成果の県全体への普及 	高校教育課	<p>【自己評価】 ・平成28年度は、シチズンシップ教育に関する研究指定校2校を指定し、「より良い社会をつくる」、「より良い生活を築く」の2つのテーマに基づき、実践的学習活動の研究に取り組むことができた。</p> <p>・平成29年度は、教員研修会等において、研究指定校の成果を全県に普及させていくこととしている。</p> <p>【課題と今後の対応等】 ・消費市民として必要な知識・技能を身に付けさせるため、副教材を活用しながら、シチズンシップ教育や、公民科、家庭科を中心として教科学習の中で消費者教育の充実を図っていく。</p> <p>【今後の方向性】 維持</p>
出前講座の実施	<p>○各講座や研修会へセンター職員を派遣し、啓発を行い消費者トラブルの防止を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年層対象(大学、専門学校、高等学校、事業者新入・若手社員) 8回 737人 ・高齢者対象(高齢者、社会福祉協議会、公民館、その他) 22回 768人 ・福祉関係者対象(地域包括支援センター、ヘルパー、その他) 9回 596人 ・一般対象講座(地域住民、その他) 3回 55人 ・事業者・団体対象 1回 100人 	消費生活・文化課	<p>【自己評価】 ・相談員が講師となり、センターに寄せられている相談事例や注意する点等について、寸劇を取り入れながら対象毎に内容を調整し注意喚起した。</p> <p>【課題と今後の対応等】 ・普及活動の結果、開催回数は増加傾向であり、今後も更なる増加が見込まれているため、啓発活動を行える人材の育成が求められている。</p> <p>【今後の方向性】 継続</p>
セミナーの開催	<p>○シンポジウムを開催し、消費者市民社会における若者への消費者教育について考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活セミナー開催 1回 136人 日時:平成28年8月18日 せんだいメディアテーク テーマ:若者をとりまくトラブルについて考える～インターネットトラブル、マルチ商法、奨学金問題、ブラックバイト～ 共催:特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく、仙台弁護士会 後援:宮城県教育委員会、宮城県金融広報委員会 	消費生活・文化課	<p>【自己評価】 ・若者だけでなく、若者をとりまく関係者の方々も含め、若者への消費者教育を考える契機となった。</p> <p>【課題と今後の対応等】 ・成年年齢引き下げを見据え、引き続き若者への消費者教育をテーマに開催していく。</p> <p>【今後の方向性】 継続</p>

2 地域での取組

<p>特殊詐欺被害の抑止</p>	<p>○講話の実施や自宅訪問、関係機関と連携した広報活動等を通して特殊詐欺被害の抑止を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特殊詐欺被害のテレビCM、ラジオCMを制作放送して注意喚起広報を実施した。□ ・報道機関と連携し、テレビやラジオ、新聞、情報誌等を活用した特殊詐欺被害抑止の注意喚起を実施した。□ ・街頭キャンペーンや各種イベント等において特殊詐欺被害防止の広報活動を実施した。□ ・高齢者対象防犯講話や、高齢者関係団体と連携した特殊詐欺被害抑止の広報活動を実施した。 ・ホームページや情報誌等で特殊詐欺被害抑止の注意喚起を実施した。 	<p>県警生活安全企画課</p>	<p>【自己評価】 ・平成28年末における被害件数、被害金額は前年より減少し効果が認められた。</p> <p>【課題と今後の対応等】 ・高齢者対策として関連事業等との連携を拡大、学生や現役世代への対策として大学や商工会議所等を通じての広報啓発活動の充実、テレビCM等マスメディアやインターネットを活用した幅広い年齢層に対する広報啓発活動の継続強化など、社会的セーフティネットの更なる強化を図る。</p> <p>【今後の方向性】 維持</p>
<p>高齢者・障害者の権利擁護</p>	<p>○高齢者や障害者の権利擁護を行っている団体と連携し、権利擁護に関する相談対応、普及活動を実施する。</p> <p>障害福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者でんわ相談室 週6日開設、相談件数 808件 <p>長寿社会政策課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者権利擁護講演会の開催(東部圏域及び気仙沼圏域各1回)□ ・高齢者虐待対策機能強化業務(委託:NPO法人宮城福祉オンブズネット「エール」、相談件数24件)□ ・高齢者権利擁護推進研修(委託:NPO法人宮城福祉オンブズネット「エール」、3回:参加人数290人)□ ・県高齢者虐待対策担当者会議の開催 <p>○市町村による障害者相談支援事業における消費者教育を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者相談支援従事者研修 計4回 310人 	<p>長寿社会政策課 障害福祉課</p>	<p>【自己評価】 ・高齢者権利擁護をテーマとする講演会の開催を通して、施設従事者等に対して権利擁護の重要性を周知できたほか、虐待相談窓口の運営(委託)により、市町村の虐待対応を支援することができた。(長寿社会政策課)</p> <p>・相談支援従事者の研修や電話相談を実施し、消費者問題を含む様々な障害者からの相談等に対応する体制の構築を図った。(障害福祉課)</p> <p>【課題と今後の対応等】 ・虐待は高齢者の権利が脅かされる状況であることから、迅速な対応が求められる。早期発見・早期対応のために、関係機関とのネットワーク構築及び連携体制の強化、市町村等職員に対する支援といった取組が必要である。(長寿社会政策課)</p> <p>・今後も継続して実施する。(障害福祉課)</p> <p>【今後の方向性】 維持</p>
<p>高齢者の見守り体制の構築</p>	<p>○福祉団体等と連携し、地域の高齢者の見守り体制の構築、消費者被害の情報提供及び市町村への支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター職員等を対象に、成年後見制度に関する研修会を開催(2回:参加人数175人) ・高齢者虐待対策機能強化業務(委託:NPO法人宮城福祉オンブズネット「エール」、相談件数24件(うち成年後見制度に関わる相談6件) ・高齢者見守り協定締結状況 <p>①セブン-イレブン・ジャパン、イトーヨーカ堂及びヨークベニマルとの高齢者等の支援に関する協定の締結□ (H28.4.22)</p> <p>②県内10金融機関との高齢者地域見守りに関する協定の締結(H28.6.13)</p> <p>③農林中央金庫仙台支店及び県内14農業協同組合との高齢者地域見守りに関する協定の締結(H28.9.12)□</p> <p>④ヨシケイ宮城との高齢者地域見守りに関する協定の締結(H28.11.29)□</p> <ul style="list-style-type: none"> ・孤立防止に係る取組として講演会を平成29年2月3日に行った他、県が行った高齢者見守りに関する協定の様子を孤立防止パンフレットに綴じ込み配布をした 	<p>長寿社会政策課</p>	<p>【自己評価】 ・高齢者の生活を総合的に支える拠点である地域包括支援センター職員を対象とした研修会を開催し、センターに求められる役割や現場対応の心構えを周知できた。</p> <p>・平成28年度は、4つの法人と見守りの協定を結ぶことができた。</p> <p>・セブンイレブンや金融機関等県内全域の高齢者を見守ることができる法人と協定を結ぶことができた。</p> <p>【課題と今後の対応等】 ・今後、認知症高齢者の増加等に伴い、成年後見制度の利用ニーズは拡大するものと考えられる。関係機関と協力しながら、市町村の支援や地域包括支援センター職員等への研修会実施といった取組が必要である</p> <p>・今年度も全県的に高齢者を見守ることが可能な法人があれば協定を結んでいく。</p> <p>【今後の方向性】 維持</p>
<p>民生・児童委員協議会との連携</p>	<p>○民生委員・児童委員協議会と連携し、研修会等へ講師を派遣し啓発を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度の実績はなかったが、中堅民生委員・児童委員研修会(H29.7開催)、相談技法研修会(H29.11開催)において講師を派遣し、消費者トラブルや特殊詐欺被害を出さない地域づくりなどの消費者教育を実施予定。 	<p>長寿社会政策課</p>	<p>【課題と今後の対応等】 平成28年度は実績はなかったが、平成29年度以降はいずれかの研修において、消費者教育を継続して行っていく。</p> <p>【今後の方向性】 維持</p>
<p>被災者の支援</p>	<p>○被災者支援業務の従事者を対象に消費者教育に関する研修等を実施し、仮設住宅や公営住宅に居住する被災者の支援を行う。</p> <p>社会福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績無し <p>長寿社会政策課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮城県サポートセンター支援事務所運営・災害公営住宅移行支援(委託:相談・助言・専門家派遣)□ ・被災者支援従事者研修・地域福祉コーディネーター研修の開催(委託:35回、延べ1,698人受講)□ ・被災者支援情報誌の購入・配布(月8,200部、計98,400部)□ ・生活不活発病予防啓発(パンフ配布)□ ・高齢者孤立防止推進(講演) 	<p>社会福祉課 長寿社会政策課 社会福祉課</p>	<p>【自己評価】 ・被災者を支援する市町サポートセンターや社協、市町の職員等に対し、被災者支援に関する相談・助言を行ったほか、研修により、被災者支援の方法、地域福祉の手法等についての理解・技術習得が図られた。また、情報誌やパンフレットの配布、講演等により、被災者支援に関わる情報の提供を行い、被災者が適切な支援を受けられるよう取組を行った。(長寿社会政策課)</p> <p>【課題と今後の対応等】 ・現在も特定延長による仮設住宅入居者が存在し、抱える課題はより複雑なものとなっていることから、複数の課題への対応も含めた被災者支援への支援が求められるほか、今後も竣工が予定されている災害公営住宅への移行を円滑に行うための支援を継続して実施していくことが必要である。(長寿社会政策課)</p> <p>・平成28年度は実績はなかったが、平成29年度以降はいずれかの研修において、消費者教育を継続して行っていく。(障害福祉課)</p> <p>【今後の方向性】 維持</p>
<p>ラジオやホームページ、情報誌等による消費生活情報の提供</p>	<p>1 学校教育期での取組の【再掲】</p>	<p>消費生活・文化課</p>	<p>省略</p>
<p>出前講座の実施</p>	<p>1 学校教育期での取組の【再掲】</p>	<p>消費生活・文化課</p>	<p>省略</p>
<p>セミナーの開催</p>	<p>1 学校教育期での取組の【再掲】</p>	<p>消費生活・文化課</p>	<p>省略</p>

3 家庭での取組

<p>保護者向け講演会の実施</p>	<p>○金融経済に関する知識の普及を図るため、保護者等へ向けた講演会を実施する。</p> <p>【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校行事と連携した、保護者等向けの金融・経済講演会 1回 246人 ・学校行事と連携した、保護者等向けの金融教育講師派遣 6回 294人 	<p>金融広報委員会</p>	<p>【自己評価】 ・学校やPTAからの要請による学年行事や保護者と連携した講演会事業に対しては積極的に対応している。</p> <p>【課題と今後の対応等】 ・学校を核とした事業は効果が大きいので、講師の充実や外部講師の活用を図りながら、今後も積極的に対応していきたい。</p> <p>【今後の方向性】 維持</p>
--------------------	---	----------------	--

保育施設における保護者への啓発	○パンフレットを保育施設に送付し、幼児・園児・保護者・職員への消費者教育の推進を図る。【再掲】 ・実績無し	子育て支援課	
ラジオやホームページ、情報誌等による消費生活情報の提供	1 学校教育期での取組の【再掲】	消費生活・文化課	省略
出前講座の実施	1 学校教育期での取組の【再掲】	消費生活・文化課	省略
セミナーの開催	1 学校教育期での取組の【再掲】	消費生活・文化課	省略
4 職域での取組			
一般企業等を対象とした講座の実施	○民間企業や一般成人を対象にネット被害防止に関する講話を実施し、ネットリテラシーの向上を図る。 ・民間企業や一般成人を対象としたネット被害の未然防止講演を県下警察署と連携して実施した。 (55回 2,645人)	県警サイバー犯罪対策課	【自己評価】 ・平成28年度は、民間企業からの講演要望は少なく、地域の防犯協会等の団体や一般成人に対する講演がほとんどを占めたことから、一部の事業者のサイバーセキュリティ意識の向上を図るに留まった。 【課題と今後の対応等】 ・あらゆる分野でICTが活用され便利になる一方で、サイバー空間における脅威は深刻化しており、自治体、企業、県民一人一人に至る様々な主体において多層的にサイバーセキュリティを確保する対策を推進していく必要がある。 ・最新の脅威の情勢を踏まえた内容に見直しながら今後も活動していく。 【今後の方向性】 拡充
ラジオやホームページ、情報誌等による消費生活情報の提供	1 学校教育期での取組の【再掲】	消費生活・文化課	省略
出前講座の実施	1 学校教育期での取組の【再掲】	消費生活・文化課	省略
セミナーの開催	1 学校教育期での取組の【再掲】	消費生活・文化課	省略

第2節 消費者教育推進に係る人材の育成

取組事項 事業名等	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等
1 行政・教職員への取組			
消費生活相談員の資質向上	○消費生活相談員の資質向上を図るための研修等を実施する。 ・国民生活センター主催の研修会への派遣を行った。(延べ51名) ・法的解釈を含む相談についての法律相談会を開催した。(県相談員対象 6回、市町村相談員対象 4回) ・知識・対応力向上のためのレベルアップ研修会を開催した。(4回)	消費生活・文化課	【自己評価】 ・地方消費者行政推進交付金の活用により、多岐にわたるテーマの研修会へ派遣・参加させることができた。 【課題と今後の対応等】 ・日々変化する消費者トラブルに対応するため、継続して研修の機会を確保する。 【今後の方向性】 維持
教職員に対する支援	○教員の消費者教育に関する指導力の向上を図る。 ・宮城県教育センターが実施する中・高校教諭2年目研修への講師を派遣した。 ・国民生活センター主催の教員を対象にした消費者教育講座へ派遣を行った。(高校教諭1名) ・高等学校消費者教育担当教員等消費生活講座(教員セミナー)を開催した。 (教員参加者数20名、金融広報委員会共催)	消費生活・文化課 (金融広報委員会)	【自己評価】 ・教員セミナーについて、参加者数の増に向けて工夫が必要と思われた。 【課題と今後の対応等】 ・教育庁主催会議とのタイアップなどで参加人数の増に向けた取り組みが必要。 【今後の方向性】 維持
教員セミナー等の開催	○金融(金銭)教育の進め方について、教師の指導能力向上のためのセミナーやワークショップ等を開催する。 ・教員セミナーの開催 H28 ・幼稚園 2回 ・小学校 1回 ・高等学校 1回	消費生活・文化課 (金融広報委員会)	【自己評価】 ・教員セミナーについては、幼稚園、小学校、高等学校を対象として、現場が必要とするテーマを中心に、金融・金銭教育への理解が、より深まるよう内容を工夫している。 【課題と今後の対応等】 ・参加人数の増に向けた取り組み。 【今後の方向性】 維持
小・中学校教員向け新学習指導要領の趣旨説明	○教員対象に新学習指導要領の趣旨を説明する中で、消費者教育及び消費者市民社会の重要性について解説する。 ・小学校、中学校対象	義務教育課	【自己評価】 ・教員対象に新学習指導要領の趣旨を説明する中で、消費者教育及び消費者市民社会の重要性について周知することができた。 【課題と今後の対応等】 ・教員対象に新学習指導要領の趣旨を説明する中で、消費者教育及び消費者市民社会についての改定の要点を周知することで、更に学校教育における消費者教育の改善及び充実を図る。 【今後の方向性】 維持・拡充
高等学校教員を対象とした教育課程研究集会の開催	○高校教員を対象とした教育課程研究集会において、消費者教育の重要性について周知を図る。 ・高等学校対象	高校教育課	【自己評価】 ・各高校においては、公民科、家庭科、商業科を中心に概ね順調に消費者教育に取り組んでいる。 【課題と今後の対応等】 — 【今後の方向性】 維持

2 学生への取組			
エコファームプロジェクト 解体木造建築物の構造材再利用促進の基礎的研究事業 段ボールや再生紙等による環境教育の実践	○クリーンエネルギー活用などに関する実践的な学習を通し、環境課題に対応できる職業人の育成を目指す。 ①太陽光発電とLED照明等を組み合わせた植物工場において、太陽光発電システムを設置した。(迫桜高校) ○廃棄物の発生抑制やリサイクル産業などについて基礎的研究を行い、循環型社会に貢献できる技術者・技能者の育成を図る。 ②解体木造建築物の構造材を再利用し、ゴミステーションボックスや木製玩具を作製し、関係機関に寄贈した。(古川工業高校、白石工業高校) ②地域の施設で使用されているプラスチック製プランターを、段ボール製プランターに置換えた。(迫桜高校)	高校教育課	【自己評価】 ①太陽光発電システムの設置は、大きなトラブルもなくスムーズに遂行できた。 ②平成28年度取組校は、2校であったが、平成29年度からの要望に、新たに白石工業高校、仙台第三高校を加え取組校が4校となり、より充実したものとなった。 【今後の対応等】 ①蓄電池システムと野菜工場ユニットの設置について、学校の希望に沿えるよう取組み、目標を達成させる。 ②平成29年度から新たに取組んでいる学校への支援を図り、次年度以降も継続できるようにする。 【今後の方向性】 維持
3 地域人材への取組			
コミュニティ・ソーシャルワークの視点を持った人材の育成・研修	○各種関係機関と連携・協働して地域福祉活動を実践するコミュニティ・ソーシャルワークの視点を持った人材の育成・研修を行う。 ・市町村職員、市町村社会福祉協議会職員、地域包括支援センター等関係機関の職員を対象に2日間にわたり研修会を開催した。(28人受講) ・民生委員・児童委員をはじめ、地域福祉に関わる方や福祉関係者等を対象に、宮城県社会福祉協議会が県内3か所で実施した研修会に対し補助を行った。(157人受講)	社会福祉課	【自己評価】 ・平成28年度は研修受講者が185人であったが、民生委員・児童委員や福祉推進員のほか、行政区長等幅広い方々が受講し、より多くの方々にコミュニティ・ソーシャルワークに知識について普及が図られた。また、受講者へのアンケート結果では、講義や演習が大変参考になったとの回答が大半を占めており、コミュニティ・ソーシャルワークの知識に対する理解が深まったと推察されることから、大きな成果が得られた。 【課題と今後の対応等】 ・介護保険における新しい総合事業の本格実施、「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けた取組の開始など地域福祉における新たな動きも念頭において、既存のコミュニティ・ソーシャルワーク研修の内容を深めて研修を実施していく。 【今後の方向性】 維持
消費生活サポーター制度の活用	○消費生活サポーター制度を活用し、消費者教育に取り組む地域人材を支援する。 ・消費生活サポーター登録数 152 (H29.3.31現在) ・養成講座及びフォローアップ講座の開催を開催した。(各2回)	消費生活・文化課	【自己評価】 ・消費生活サポーターの登録数は順調に増えている。(目標値200名) 【課題と今後の対応等】 ・若年層の登録が少ないため、増加させる工夫が必要となっている。 【今後の方向性】 拡充
4 職域での取組			
事業者等への消費者教育の推進	○事業者団体等が自主的に行う消費者教育及び啓発活動を支援する。 ・企業団体への出前講座講師の派遣を行った。(1団体)	消費生活・文化課	【自己評価】 ・出前講座の企業へのPRがなかなか浸透していない。 【課題と今後の対応等】 ・職域へ消費者教育を浸透させる工夫が必要と考えられる。 【今後の方向性】 拡充

第3節 関係団体への支援・連携・協働

取組事項 事業名等	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等
1 関係団体への支援・連携・協働			
関係団体への支援・連携・協働	○各種関係団体と連携・協働を図り、消費者教育を実効性のあるものにする。 ・金融広報委員会と連携し、以下の取組を行った。 ・高等学校消費者教育担当教員等消費生活講座(教員セミナー)(平成28年8月1日) ・消費生活展(平成29年1月24日～1月27日) ・国民生活センターとともに消費生活相談員研修 専門講座・地域コース(宮城県)を開催した。(平成29年2月9日～2月10日) ・県警、河北新報と覚書を交換し、「みやぎ消費者被害ゼロキャンペーン」を展開した。(覚書交換:平成28年9月2日、新聞広告掲載) ・仙台弁護士会、宮城県司法書士会等と連携し、市町村の消費生活相談の取組を支援する懇談会を開催した。(2回) ・市町村消費生活相談員連絡協議会とともに消費生活相談員等レベルアップ研修会を開催した。(2回、再掲) ・消費者団体連絡協議会と合同で研修会を実施した。(平成28年9月7日)	消費生活・文化課	【自己評価】 ・各種関係団体に対して支援を行うとともに、啓発活動や人材育成に連携して取り組むことができた。 【課題と今後の対応等】 ・今後も多くの関係団体への支援、連携、協働を進めていく。 【今後の方向性】 維持・拡充

第4節 関連施策等との連携

取組事項 事業名等	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等
1 環境教育			
3Rの推進	<p>○持続可能な社会を目指す消費者教育との関わりの深い環境教育との連携を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ラジオスポットCM放送 651回 ・3R推進月間(10月)の庁内ラジオスポットCM放送 平日昼休み ・県HPでのラジオスポットCM音源の公開 ・普及啓発用パネルの掲示 26枚 リサイクル推進週間(5月30日から6月5日)環境情報センター1週間 3R推進月間(10月)県立図書館2週間, 県庁ロビー1週間店舗用啓発音源の放送 実施事業者11社 ・宮城県容器包装削減推進会議の開催 2回 ・各団体へのマイバッグ持参等3Rに関する取組の要請, 広報の実施 ・店舗用啓発音源の放送 実施事業者11社 	循環型社会推進課	<p>【自己評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ラジオ放送やパネル展示など, 様々な手段で啓発活動を実施した。環境教育の観点から若年層を対象としたり, 家庭や事業所での身近な題材をテーマにした3R推進を呼びかけるなど, 多様な層に向けて情報発信を行った。併せて, 各市町村や住民団体にキャンペーンに取組んでいただき, それぞれの地域に応じた取組みを進めることが出来た。また, 県としてもパネル展示等を通じた広報活動を行うことが出来た。 <p>【課題と今後の対応等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年3月に策定した宮城県循環型社会形成推進計画(第2期)を踏まえ, より多くの県民の方が3Rに取組み, 実践行動が定着していくよう啓発活動を行う。 <p>【今後の方向性】</p> <p>維持継続</p>
グリーン購入等の取組	<p>○持続可能な社会を目指す消費者教育との関わりの深い環境教育との連携を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グリーン購入セミナーの開催(平成29年1月20日 39名) ・グリーン購入促進委員会の開催(平成29年2月21日 5名) ・宮城県グリーン製品の認定 認定件数36件, 年度末での認定製品数104製品) ・県庁内におけるパネル展示 1回 ・県産業技術総合センター一般公開, 3R体験イベントへの出展 ・子どもエコクラブ全国事務局が募集する壁新聞及び絵日記に応募した団体に対し, 記念品を贈呈した。 ・わたしのe行動(eco do!)宣言については, 環境配慮行動の実践を促すことを目的に要綱を改正し, 宣言者への登録通知のほか, 宣言内容を実践し, その結果報告をした者に認定書を交付することとした。(登録者数3,976人) ・環境教育リーダーによる出前講座を実施した。(31件) 	環境政策課	<p>【自己評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グリーン購入を県内に普及していくにあたり, 自身の見直しとして県庁内のグリーン購入の推進施策について整理し, 啓発することが出来た。平成28年度にはグリーン購入促進委員会も開催し, 施策の方向性について広く意見をもらうことが出来た。県庁内の宮城県グリーン製品利用推進に力を入れたことで, 新規認定製品数をさらに増やすことが出来た。 ・「子どもエコクラブ」への支援, 「わたしのe行動(eco do!)宣言」の活用, 環境教育リーダーの出前講座等により, 環境配慮行動の実践について働き掛けを行うことができた。 <p>【課題と今後の対応等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の組織的グリーン購入の取組が十分ではないため, 市町村への働きかけを行っていく必要がある。 ・認定製品の流通を増やすため, 県内部の使用とともに市町村に対しても, 宮城県グリーン製品の使用を促していく。 ・「わたしのe行動(eco do!)宣言」や環境教育リーダー制度等について, 引き続き普及啓発を図る。 <p>【今後の方向性】</p> <p>維持</p>
2 食育			
食育との連携	<p>○持続可能な社会を目指す消費者教育との関わりの深い食育との連携を図る。</p> <p>食産業振興課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校生が県産食材を使用したお弁当を作り, その活用方法を競う「高校生地産地消お弁当コンテスト」を開催した。 (応募状況: 9校, 39件。入賞作品の3点が協賛企業により商品化され, コンビニ, スーパー等で販売された) ・宮城の「食」に関して情報発信を行う食材王国みやぎ「伝え人(びと)」を小学校等に派遣した。 (派遣実績: 小学校5校, 児童館等5施設) <p>食と暮らしの安全推進課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みやぎ食の安全安心消費者モニター研修会や食品工場見学会・生産者との交流会, モニターだより(3回), 食の安全安心セミナー(3回), 地方懇談会(15回)等により, 食の安全安心に関する県民の理解を推進した。 ・食の安全安心セミナーにおいて食品表示の説明を行ったほか, みやぎ食の安全安心消費者モニターのうち希望者100人に委嘱した食品表示ウォッチャーによる店頭での食品表示モニタリングとそのための研修や食品表示ウォッチャーだよりの発行(2回)により, 食品表示に関する理解を深めた。 <p>健康推進課</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 県民への食育普及啓発として, 以下の事業を実施した。 <ol style="list-style-type: none"> ①食育フォーラム(H28.11.9・講師: 服部栄養専門学校理事長 服部幸應氏・約300人参加) ②みやぎまるごとフェスティバル(H28.10.15~16)において「多彩なダシの味わい体験」を実施した。 (2日間延べ体験者1,780人) ③毎月19日, 食育情報紙「みやぎ食育通信」を発行している。メール, 郵送等で約1,500部送付し, 併せて, ホームページに掲載している。 2. 平成28年度塩エコキャンペーンについては, 5回実施し(元気!健康!フェアinとうほく, 子育て応援団, みやぎまるごとフェスティバル, スーパーにおけるまちかど検診, 大学祭), 4,387人が参加した。 3. 宮城県食育推進プランの実現に向けて地域の特色を生かした食育活動を実践する「みやぎ食育コーディネーター」は150名(H29.3現在)が登録しており, 地域や学校等で, 講座や料理講習会, イベント開催などを行っている。また, 市町村や学校等の依頼に応じ, 県の仲介により講師として派遣するマッチング事業のH28年度実績は20件であった。 	食産業振興課 食と暮らしの安全推進課 健康推進課	<p>【自己評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度は, 高校生地産地消お弁当コンテストの協賛・協力企業が増え, 高校生の負担を軽減してコンテストを実施することができた。(食産業振興課) ・平成29年度からは, 食材王国みやぎ「伝え人(びと)」活用促進事業を委託事業とし, 小学校, 中学校等への派遣件数を増やすことにしている。(食産業振興課) ・各種施策により食の安全安心に関する県民の理解を推進することができた。また, 食の安全安心セミナーにおける説明や食品表示ウォッチャー事業により, 食品表示制度の普及啓発を図ることができた。(食と暮らしの安全推進課) 平成28年度から第3期食育推進プランがスタートし, プランに基づいた食育活動を実施している。平成28年度はプラン1年目となるため, イベント, フォーラム, 通信等様々な方法で普及啓発を行い, 多くの県民へ広がるよう努めてきた。(健康推進課) <p>【課題と今後の対応等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校生地産地消お弁当コンテストについては, 応募者数の増加を図るため, レシピ集の作成, 配布等により各高等学校に対し積極的に事業内容をPRしていく。(食産業振興課) ・食材王国「伝え人(びと)」活用促進事業については, 伝え人の講義内容をホームページで公開することにより, 事業内容をPRし, 小・中学校の食育の授業への派遣件数を増やしていく。(食産業振興課) ・食の安全安心と食品表示に関する理解を深めるため, 継続的な施策の実施が必要である。(食と暮らしの安全推進課) ・行政, 教育機関のみでなく, 食育応援団, 地域, 企業等とも連携し, より効果的な普及啓発を実施していく。(健康推進課) <p>【今後の方向性】</p> <p>維持(食産業振興課, 食と暮らしの安全推進課, 健康推進課)</p>
3 法教育			
法教育	<p>○法教育と連携した消費者教育に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士会と連携し, 学校向けに法律授業を開催した。(4回, 417名) 	消費生活・文化課	<p>【自己評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士を派遣することにより, 法教育を推進することが出来た。 <p>【課題と今後の対応等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も多くの学校に派遣し, 法教育を進めていく。 <p>【今後の方向性】</p> <p>維持</p>

<p>4 金融経済教育</p> <p>金融経済教育の推進</p>	<p>○金融リテラシーを身につけるために、金融経済教育と連携を深めることで効果的な消費者教育推進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌の発行:年1回 10,000部 金融機関,市町村,学校,民生児童委員等に配布 ・「若者の心得」,「ポケット版携行資料」:各15,000部 講座受講生,大学,高等学校等に配布 「お金のひみつ」:2,000部 小学校に配布 ・新成人向けパンフレット「新成人のための人生とお金の知恵」配布の働きかけ 各市町村成人式:13先 5,175冊 <p>【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金銭・金融教育研究校委嘱:H27-28年度 3校, H28-29年度 3校 ・「金銭教育に関する授業等への講師派遣」:35回 1,938人 ・「新入生を対象とした消費者教育出張講座」:38回 3,864人 ・「若者のための消費者教育出張講座」:70回 7,037人 ・教員セミナー:4回 ・金融・経済講演会:9回 1,220人 ・大学連携講座への協力:東北学院大15回 ・お金の大切にするにことに関するポスター募集:66校 250点 	<p>消費生活・文化課</p> <p>【自己評価】【課題と今後の対応等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校生向け金融教育教材及び指導書を作成し,高等学校の担当科の教諭に配布するなどして今後の消費者教育に資するよう取組んでいるが,さらにPRしていく必要がある。 ・平成29年1月の成人式で「新成人のための人生とお金の知恵」を配布していただくよう市町村に働きかけを行ったが,平成30年度成人式においては,さらに多くの市町村で配布してもらえるよう働きかけを行う必要がある。 ・金融・経済講演会は,学校,市町村,各種団体と連携して,県内各地で講演会を開催し,金融経済に係る知識の普及に役立っている。 <p>【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融・金銭教育研究校の委嘱については,教育委員会の協力を得て推薦を受ける形が定着し,現場の理解も進んでいる。 ・小学校から大学を対象とした授業や講座への講師派遣回数は横ばいに推移しているが,支援学校からの要望が増えており,その対応が課題。 ・青少年を対象とする消費者教育については「新入生を対象とした消費者教育出張講座(38回,3,864人)」と「若者のための消費者教育出張講座(70回,7,037人)」と合わせて受講者10,901人。成人年齢の引下げの動きもあり,重要な役割を果たしている。 ・「お金の大切にするにこと」に関するポスター募集については,小中学生が関心を持つ機会の提供に役立っている。作品を活用した広報について工夫の余地がある。 <p>【今後の方向性】</p> <p>維持</p>
----------------------------------	---	---